

NFD発第3180号
令和2年2月10日

原子力規制委員会 殿

茨城県東茨

日本核燃料

代表取締役社長

濱田 昌

2163番地

保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の第1項の規定に基づき、令和元年9月13日付けNFD第3168号をもって申請、令和元年12月20日付けNFD発第3176号をもって補正申請しましたNFDホットラボ施設保安規定について別紙のとおり、一部補正致します。

記

NFDホットラボ施設保安規定

別紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 日本核燃料開発株式会社
住 所 茨城県東茨城郡大洗町成田町2163番地
代表者氏名 代表取締役社長 濱田 昌彦
事業所名 日本核燃料開発株式会社
事業所住所 茨城県東茨城郡大洗町成田町2163番地

2. 使用の場所

名 称 NFDホットラボ施設（施行令第41条該当施設）

3. 補正の内容

令和元年9月13日付けNFD第3168号をもって申請した、令和元年12月20日付けNFD発第3176号をもって補正申請した記述を別添のとおり一部補正する。

4. 変更の内容及び補正の詳細

令和元年9月13日付けNFD第3168号をもって申請、令和元年12月20日付けNFD発第3176号をもって補正申請したNFDホットラボ施設保安規定新旧対照表にて示す内容と重複を避けるため、本補正申請で添付する新旧対照表の変更理由欄に本補正申請箇所については下線を加えた。

（1）核燃料物質の使用許可の変更に伴う、項目の追加

- ① 試料用保管庫（除染室）の追加。
- ② 低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）の追加。

（2）記載の見直し。

- ① 誤字、脱字、誤記の修正及び表記の見直し。
- ② 説明文削除及び説明文追加に伴う注記番号の見直し。
- ③ 説明文章の見直し。
- ④ 自主検査項目の明確化。
- ⑤ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターを国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所に見直し。
- ⑥ 保守記録の定期的な自主検査記録保存責任者に管理部長を追加。
- ⑦ 核燃料物質等の貯蔵の項目において、最大収納量を示す表を追加したため、表番の見直し。
- ⑧ 最大収納量を示す別表第15-2追加に伴い、条文の見直し。
- ⑨ 別表第2(3)緊急作業要員の指定教育項目の表記の見直し。
- ⑩ 緊急作業要員の指定教育の実施すべき場合の項目において緊急作業要員指定時、班異動時の説明文の見直し。
- ⑪ 別表第3(3)緊急作業に係る訓練の項目の表記の見直し。
- ⑫ 緊急作業要員の指定時の訓練の実施すべき場合の項目において緊急作業

要員指定時、班異動時の説明文の見直し。

- ⑯ 建家表示の位置の見直し。

(3) 記載内容の削除

- ① 内部監査員登録時は対象者全員が教育を受講しているため、説明文を削除。
- ② 別図第6記載の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターの表記を削除。
- ③ 別表第2(3)、別表第3(3)の対象班を明確化し、実施すべき場合の項目に記載したため削除。
- ④ 別図第6の建家寸法及び面積情報を削除。

(4) 記載内容の追加

- ① 核物質防護管理情報の表記を追加。
- ② 核燃料物質等の貯蔵施設の表（別表第15-2）を追加。
- ③ 災害防止上特に管理を必要とする設備・機器以外の設備・機器を操作する場合の取扱いを追加。

変更事項の詳細を別添新旧対照表に示す。

4. 変更の理由

- (1) 核燃料物質の使用の変更許可内容を反映するため。
- (2) 文章及び表現の見直しによる記載の見直しのため。
- (3) 核物質防護管理情報取扱いの見直しのため。
- (4) 災害防止上特に管理を必要とする設備・機器以外の設備・機器を操作する場合の取扱いを明確にするため。
- (5) 核燃料物質等の貯蔵量を明確にするため。
- (6) 緊急作業要員の教育及び訓練内容の対象を明確化するため。

5. 本補正の理由

- ・原規規発第1906045号（令和元年6月4日）にて核燃料物質の使用の変更（許可）において許可となった試料用保管庫を「別表第13 施設の巡視及び点検」に追加するため。

6. 施行日

原子力規制委員会の認可の日以降の社長が定める日から施行する。

以上

変更前	変更後	変更理由
<p>日本核燃料開発株式会社 NFDホットラボ施設保安規定 目 次 第1章 総 則 ~ 第12章 記録及び報告 (省略) 付 則 (省略) 別表及び別図一覧 別表第1 品質保証に係る教育 ~ 別表第14 施設の定期的な自主検査 (省略) <u>別表第15 年間予定使用量</u> 別表第16 気体廃棄物の放出管理目標値~ 別表第19 核燃料物質の使用等に関する記録 (省略) 別図第1 保安管理組織~別図第6 周辺監視区域 (省略)</p> <p>第1章 総 則 第1条 ~ 第4条 (省略)</p> <p>第2章 保安管理組織 (保安に関する組織) 第5条 ホットラボ施設に係る保安に関する組織は、以下のとおりとする。 (1) ~ (9) (省略) (10) 総務グループリーダ (以下「総務 GL」という) (11) 放射線安全委員会 2 ホットラボ施設の保安管理組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>第6条 ~ 第10条 (省略)</p>	<p>日本核燃料開発株式会社 NFDホットラボ施設保安規定 目 次 第1章 総 則 ~ 第12章 記録及び報告 (変更なし) 付 則 (変更なし) 別表及び別図一覧 別表第1 品質保証に係る教育 ~ 別表第14 施設の定期的な自主検査 (変更なし) <u>別表第15-1 年間予定使用量</u> <u>別表第15-2 核燃料物質等の貯蔵施設</u> 別表第16 気体廃棄物の放出管理目標値~ 別表第19 核燃料物質の使用等に関する記録 (変更なし) 別図第1 保安管理組織~別図第6 周辺監視区域 (変更なし)</p> <p>第1章 総 則 第1条 ~ 第4条 (変更なし)</p> <p>第2章 保安管理組織 (保安に関する組織) 第5条 ホットラボ施設に係る保安に関する組織は、以下のとおりとする。 (1) ~ (9) (変更なし) (10) 総務グループリーダ (以下「総務 GL」という) (11) 放射線安全委員会 2 ホットラボ施設の保安管理組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>第6条 ~ 第10条 (省略)</p>	<p>(2)記載の見直し⑦ (4)記載内容の追加 (2)</p>

変更前	変更後	変更理由
第3章 品質保証 第11条～第19条 (省略)	第3章 品質保証 第11条～第19条 (変更なし)	
第4章 保安教育 第20条～第21条 (省略)	第4章 保安教育 第20条～第21条 (変更なし)	
第5章 災害防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作 第22条～第29条 (省略) (設備・機器の操作) 第30条 社長は、第25条に定める災害防止上特に管理を必要とする設備・機器を操作する者（以下「操作担当者」という。）を、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者の中から指定する。 2～3 (省略)	第5章 災害防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作 第22条～第29条 (変更なし) (設備・機器の操作) 第30条 社長は、第25条に定める災害防止上特に管理を必要とする設備・機器を操作する者（以下「操作担当者」という。）を、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者の中から指定する。 2～3 (変更なし) <u>4 第25条に定める災害防止上特に管理を必要とする設備・機器以外の設備・機器を操作する場合は、各設備・機器の安全作業基準に準じて操作する。</u>	(4)記載内容の追加 ③
第31条～第33条 (変更なし)	第31条～第33条 (変更なし)	
第6章 放射線管理 第34条～第42条 (省略)	第6章 放射線管理 第34条～第42条 (変更なし)	
第43条 研究部長は、ホットラボ施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合には、社長の承認を得た上で、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業に従事させることができる。 2～4 (省略)	第43条 研究部長は、ホットラボ施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合には、社長の承認を得た上で、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業に従事させることができる。 2～4 (変更なし)	(2)記載の見直し①
第7章 放射線測定 第45条～第48条 (省略)	第7章 放射線測定 第45条～第48条 (変更なし)	

変更前	変更後	変更理由
第8章 保守管理 第49条～第51条 (省略) 第9章 核燃料物質等の受け渡し、貯蔵、運搬 第52条 (省略) (核燃料物質等の貯蔵) 第53条 ホットラボ GL は、貯蔵施設以外の場所に核燃料物質等を保管させてはならない。 2 ホットラボ GL は、貯蔵施設において別表第15に示す年間予定使用量のうち、最大存在量以上の核燃料物質等を保管させてはならない。 3 ホットラボ GL は、貯蔵施設に、核燃料物質等の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を揭示する。 4 ホットラボ GL は、核燃料物質等を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施錠又は立入制限の措置を講じる。	第8章 保守管理 第49条 第51条 (変更なし) 第9章 核燃料物質等の受け渡し、貯蔵、運搬 第52条 (変更なし) (核燃料物質等の貯蔵) 第53条 ホットラボ GL は、貯蔵施設以外の場所に核燃料物質等を保管させてはならない。 2 ホットラボ GL は、貯蔵施設において別表第15-1に示す年間予定使用量のうち、最大存在量以上の核燃料物質等を保管させてはならない。また、別表第15-2に示す、核燃料物質等の最大収納量以上の核燃料物質等を貯蔵させてはならない。 3 ホットラボ GL は、貯蔵施設に、核燃料物質等の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を揭示する。 4 ホットラボ GL は、核燃料物質等を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施錠又は立入制限の措置を講じる。	(2)記載の見直し⑦ (2)記載の見直し⑧
第54条～第55条 (省略) 第10章 放射性廃棄物の管理 第56条～第57条 (省略)	第54条～第55条 (変更なし) 第10章 放射性廃棄物の管理 第56条～第57条 (変更なし)	

変更前	変更後	変更理由
(固体状の放射性廃棄物の廃棄) 第 58 条 ホットラボ GL 及び工務 GL は、固体廃棄物の廃棄を行う場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) ~ (2) (省略) (3) 可燃性の固体廃棄物を保管する場合は、 <u>不燃性の棚</u> に収納するか、あるいは、 <u>不燃材で覆う等の防火対策を施す。ただし、固体廃棄物を不燃性の容器又は部屋に保管する場合は除く。</u>	(固体状の放射性廃棄物の廃棄) 第 58 条 ホットラボ GL 及び工務 GL は、固体廃棄物の廃棄を行う場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) ~ (2) (変更なし) (3) 可燃性の固体廃棄物を保管する場合は、 <u>金属容器</u> に収納する。	(2)記載の見直し①
第 11 章 非常時の措置 第 59 条 ~ 第 67 条 (省略)	第 11 章 非常時の措置 第 59 条 ~ 第 67 条 (変更なし)	
第 12 章 記録及び報告 第 68 条 ~ 第 69 条 (省略)	第 12 章 記録及び報告 第 68 条 ~ 第 69 条 (変更なし)	
付 則 (省略)	付 則 (変更なし)	

変更前					変更後					変更理由	
別表第1 品質保証に係る教育					別表第1 品質保証に係る教育						
項目	対象者 に属する者	品質保証に係る組織	品質保証責任者	内部監査員	頻度	対象者	に属する者	品質保証に係る組織	品質保証責任者	内部監査員	頻度
品質保証計画書	0.5時間以上*1	—	0.5時間以上*1	策定及び改訂の <u>つど*5</u>		品質保証計画書	0.5時間以上*1	—	0.5時間以上*1	策定及び改訂の <u>都度*4</u>	
品質保証活動に必要な文書及び標準書式*4	0.5時間以上*1	—	0.5時間以上*1	策定及び改訂の <u>つど*5</u>		品質保証活動に必要な文書及び標準書式*3	0.5時間以上*1	—	0.5時間以上*1	策定及び改訂の <u>都度*4</u>	
品質保証に関する知識	—	1日以上*2	—	選任時*6		品質保証に関する知識	—	1日以上	—	選任時*5	
内部監査の実施方法	—	1日以上*3	1日以上	選任時*6		内部監査の実施方法	—	1日以上*2	1日以上	選任時*5	

*1 品質保証に係る組織に属する者又は内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。

*2 ~~品質マネジメントシステム審査員補以上の場合は、免除する。~~

*3 内部監査員として教育を受けた場合には、免除する。

*4 対象となる文書及び標準書式は、本規定第11条に基づく保安活動に関わる品質保証計画書に定める。

*5 部分改訂の場合は、文書通知等にて周知徹底を図り、教育に替える。

*6 公益財団法人日本適合性認定協会、又は相互承認している認定機関が認定している研修機関が主催した研修コースを5年以内に修了している者は、十分な知識又は内部監査技術を有しているとみなし、新たな教育は必要としない。

(注) 研修修了後5年を超えていても、関連規格の最新の品質保証に関する知識又は内部監査技術を維持している事を客観的に証明できる場合は、新たな教育は必要としない。

*1 品質保証に係る組織に属する者又は内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。

*2 内部監査員として教育を受けた場合には、免除する。

*3 対象となる文書及び標準書式は、本規定第11条に基づく保安活動に関わる品質保証計画書に定める。

*4 部分改訂の場合は、文書通知等にて周知徹底を図り、教育に替える。

*5 公益財団法人日本適合性認定協会、又は相互承認している認定機関が認定している研修機関が主催した研修コースを5年以内に修了している者は、十分な知識又は内部監査技術を有しているとみなし、新たな教育は必要としない。

(注) 研修修了後5年を超えていても、関連規格の最新の品質保証に関する知識又は内部監査技術を維持している事を客観的に証明できる場合は、新たな教育は必要としない。

(2)記載の見直し①、

②

(2)記載の見直し①、

②

(2)記載の見直し②

(2)記載の見直し②

(3)記載内容の削除

①

(2)記載の見直し②

(以下本頁では本変更理由のみ)

変更前						変更後						変更理由		
別表第2 保安教育 (1) ホットラボ施設に係る業務を行う者の保安教育						別表第2 保安教育 (1) ホットラボ施設に係る業務を行う者の保安教育								
項目	対象者	使用等の業務に従事する従業員	付帯設備の運転保守に従事する従業員	放射線(安全)管理に従事する従業員	役員及びその他の従業員	頻度	項目	対象者	使用等の業務に従事する従業員	付帯設備の運転保守に従事する従業員	放射線(安全)管理に従事する従業員	役員及びその他の従業員	頻度	
関係法令及び保安規定	<input type="radio"/>	1回／年及び改正・改訂の都度 ^{*1}	関係法令及び保安規定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1回／年及び改正・改訂の都度 ^{*1}						
使用施設等の構造、性能及び操作	使用・運転に係る事項	<input type="radio"/>	—	—	—	1回／年	使用施設等の構造、性能及び操作	使用・運転に係る事項	<input type="radio"/>	—	—	—	1回／年	
	付帯設備に係る事項	—	<input type="radio"/>	—	—	1回／年		付帯設備に係る事項	—	<input type="radio"/>	—	—	1回／年	
	放射線管理設備に係る事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	△	1回／年		放射線管理設備に係る事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	△	1回／年	
	管理区域作業の注意事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	△	1回／年		管理区域作業の注意事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	△	1回／年	
放射線管理 (放射線の生態に与える影響含む)	放射線の人体に与える影響	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1回／年	放射線管理 (放射線の生態に与える影響含む)	放射線の人体に与える影響	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○	1回／年	
	被ばく管理、線量管理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	△	1回／年		被ばく管理、線量管理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	△	1回／年	
核燃料物質等の取扱い	核燃料物質等の性状(臨界に関するこを含む)	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	—	1回／年	核燃料物質等の取扱い	核燃料物質等の性状(臨界に関するこを含む)	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	—	1回／年	
	使用・貯蔵・輸送上の注意事項	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	—	1回／年		使用・貯蔵・輸送上の注意事項	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	—	1回／年	
	廃棄上の注意事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	1回／年		廃棄上の注意事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	1回／年	
非常時の場合にとるべき処置 (放射線防護措置含む)	非常時の処置、通報連絡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1回／年	非常時の場合にとるべき処置 (放射線防護措置含む)	非常時の処置、通報連絡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○	1回／年	
	非常時における放射線防護	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	△	1回／年		非常時における放射線防護	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	△	1回／年	
その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項	許認可に係る事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	1回／年及び改訂の都度 ^{*1}	その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項	許認可に係る事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	1回／年及び改訂の都度 ^{*1}	
	トラブル良好事例	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1回／年		トラブル ／ 良好事例	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○	1回／年	
時間数	8時間以上	6時間以上	8時間以上	2(4) ^{*2}	時間以上		時間数	8時間以上	6時間以上	8時間以上	2(4) ^{*2}	時間以上		

*1：部分的な改正・改訂については、文書通知等にて周知徹底を図り、教育に替える。

*2：()は、△の項目を加えた場合の時間数を示す。

○：対象、—：対象外

△：放射線業務従事者である原子力防災要員、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者

*1：部分的な改正・改訂については、文書通知等にて周知徹底を図り、教育に替える。

*2：()は、△の項目を加えた場合の時間数を示す。

○：対象、—：対象外

△：放射線業務従事者である原子力防災要員、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者

(2)記載の見直し①

変更前	変更後	変更理由																														
<p>(2) 放射線業務従事者の指定教育 (省略)</p> <p>(3) 緊急作業要員の指定教育</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>時間数</th><th>実施すべき場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業時の放射線防護措置 緊急作業の方法及び防護措置</td><td>3.0 時間以上</td><td rowspan="4">その者を緊急作業要員に選定しようとするとき</td></tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法*</td><td>2.0 時間以上</td></tr> <tr> <td>緊急作業時の放射線の人体に与える影響</td><td>0.5 時間以上</td></tr> <tr> <td>緊急作業時の被ばく管理</td><td>0.5 時間以上</td></tr> <tr> <td>関係法令</td><td>0.5 時間以上</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*1 対象施設、設備を取り扱う要員だけを対象とする。</p>	項目	時間数	実施すべき場合	緊急作業時の放射線防護措置 緊急作業の方法及び防護措置	3.0 時間以上	その者を緊急作業要員に選定しようとするとき	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法*	2.0 時間以上	緊急作業時の放射線の人体に与える影響	0.5 時間以上	緊急作業時の被ばく管理	0.5 時間以上	関係法令	0.5 時間以上		<p>(2) 放射線業務従事者の指定教育 (変更なし)</p> <p>(3) 緊急作業要員の指定教育</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>時間数</th><th>実施すべき場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業時の放射線防護措置 ①緊急作業の方法及び防護措置</td><td>3.0 時間以上</td><td rowspan="4">【緊急作業要員指定時】 その者を緊急作業要員に選定しようとするとき①、③、④、⑤を実施する。(施設管理班、防護班、消防班に所属する者は②も合わせて実施する。)</td></tr> <tr> <td>②緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法</td><td>2.0 時間以上</td></tr> <tr> <td>緊急作業時の放射線の人体に与える影響 ③放射線の人体に与える影響</td><td>0.5 時間以上</td></tr> <tr> <td>緊急作業時の被ばく管理 ④緊急作業時の被ばく管理</td><td>0.5 時間以上</td></tr> <tr> <td>関係法令 ⑤関係法令</td><td>0.5 時間以上</td><td>【班異動時】 緊急作業要員に指定されている者の中で、所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となった者に対して②のみを実施する。</td></tr> </tbody> </table>	項目	時間数	実施すべき場合	緊急作業時の放射線防護措置 ①緊急作業の方法及び防護措置	3.0 時間以上	【緊急作業要員指定時】 その者を緊急作業要員に選定しようとするとき①、③、④、⑤を実施する。(施設管理班、防護班、消防班に所属する者は②も合わせて実施する。)	②緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法	2.0 時間以上	緊急作業時の放射線の人体に与える影響 ③放射線の人体に与える影響	0.5 時間以上	緊急作業時の被ばく管理 ④緊急作業時の被ばく管理	0.5 時間以上	関係法令 ⑤関係法令	0.5 時間以上	【班異動時】 緊急作業要員に指定されている者の中で、所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となった者に対して②のみを実施する。	<p>(2) 記載の見直し⑨</p> <p>(2) 記載の見直し⑩</p> <p>(3) 記載内容の削除③</p> <p>(2) 記載の見直し⑪</p> <p>(3) 記載内容の削除③</p>
項目	時間数	実施すべき場合																														
緊急作業時の放射線防護措置 緊急作業の方法及び防護措置	3.0 時間以上	その者を緊急作業要員に選定しようとするとき																														
緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法*	2.0 時間以上																															
緊急作業時の放射線の人体に与える影響	0.5 時間以上																															
緊急作業時の被ばく管理	0.5 時間以上																															
関係法令	0.5 時間以上																															
項目	時間数	実施すべき場合																														
緊急作業時の放射線防護措置 ①緊急作業の方法及び防護措置	3.0 時間以上	【緊急作業要員指定時】 その者を緊急作業要員に選定しようとするとき①、③、④、⑤を実施する。(施設管理班、防護班、消防班に所属する者は②も合わせて実施する。)																														
②緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法	2.0 時間以上																															
緊急作業時の放射線の人体に与える影響 ③放射線の人体に与える影響	0.5 時間以上																															
緊急作業時の被ばく管理 ④緊急作業時の被ばく管理	0.5 時間以上																															
関係法令 ⑤関係法令	0.5 時間以上	【班異動時】 緊急作業要員に指定されている者の中で、所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となった者に対して②のみを実施する。																														

別表第3 保 安 訓 練

(1) ~ (2) (省略)

(3) 緊急作業に係る訓練

項目	実施すべき場合	実施者
緊急作業の方法	緊急作業要員を選定するとき	総務 GL
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*		

*1 対象施設、設備を取り扱う要員だけを対象とする。

別表第3 保 安 訓 練

(1) ~ (2) (変更なし)

(3) 緊急作業に係る訓練

項目	実施すべき場合	実施者
①緊急作業の方法	【緊急作業要員指定時】 緊急作業要員に選定しようとするとき①を実施する。(施設管理班、防護班、消防班に所属する者は②も合わせて実施する。)	総務 GL
②緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	【班異動時】 緊急作業要員に指定されている者の中で、所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となった者に対して②のみを実施する。	

(2) 記載の見直し⑪

(2) 記載の見直し⑫

(3) 記載内容の削除③

③

(3) 記載内容の削除③

③

変更前			変更後			変更理由																														
別表第4～別表第5（省略）			別表第4～別表第5（変更なし）																																	
別表第6 安全装置の作動条件			別表第6 安全装置の作動条件																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>安全装置</th><th>安全装置の相手側</th><th>作動条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各セル遮蔽扉</td><td>インセルモニタ</td><td>設定値2mSv/h以上のとき開かない。</td></tr> <tr> <td>プールクレーン</td><td>燃料吊り下げ専用ポール</td><td>燃料を吊り下げた場合の水深が 2.6m以下とならないこと。</td></tr> <tr> <td>天井走行クレーン</td><td>クレーンフックのカバー範囲</td><td>燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。</td></tr> <tr> <td>プール水循環ポンプ</td><td>燃料貯蔵プール水位</td><td>プール水位が設定水位より10cm以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。</td></tr> </tbody> </table>			安全装置	安全装置の相手側	作動条件	各セル遮蔽扉	インセルモニタ	設定値2mSv/h以上のとき開かない。	プールクレーン	燃料吊り下げ専用ポール	燃料を吊り下げた場合の水深が 2.6m以下とならないこと。	天井走行クレーン	クレーンフックのカバー範囲	燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。	プール水循環ポンプ	燃料貯蔵プール水位	プール水位が設定水位より10cm以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>安全装置</th><th>安全装置の相手側</th><th>作動条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各セル遮蔽扉</td><td>インセルモニタ</td><td>設定値2mSv/h以上のとき開かない。</td></tr> <tr> <td>プールクレーン</td><td>燃料吊り下げ専用ポール</td><td>燃料集合体を吊り下げた場合、燃料集合体の最上部から水面まで2.6m以下とならないこと。</td></tr> <tr> <td>天井走行クレーン</td><td>クレーンフックのカバー範囲</td><td>燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。</td></tr> <tr> <td>プール水循環ポンプ</td><td>燃料貯蔵プール水位</td><td>プール水位が設定水位より10cm以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。</td></tr> </tbody> </table>			安全装置	安全装置の相手側	作動条件	各セル遮蔽扉	インセルモニタ	設定値2mSv/h以上のとき開かない。	プールクレーン	燃料吊り下げ専用ポール	燃料集合体を吊り下げた場合、燃料集合体の最上部から水面まで2.6m以下とならないこと。	天井走行クレーン	クレーンフックのカバー範囲	燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。	プール水循環ポンプ	燃料貯蔵プール水位	プール水位が設定水位より10cm以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。	(2)記載の見直し③
安全装置	安全装置の相手側	作動条件																																		
各セル遮蔽扉	インセルモニタ	設定値2mSv/h以上のとき開かない。																																		
プールクレーン	燃料吊り下げ専用ポール	燃料を吊り下げた場合の水深が 2.6m以下とならないこと。																																		
天井走行クレーン	クレーンフックのカバー範囲	燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。																																		
プール水循環ポンプ	燃料貯蔵プール水位	プール水位が設定水位より10cm以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。																																		
安全装置	安全装置の相手側	作動条件																																		
各セル遮蔽扉	インセルモニタ	設定値2mSv/h以上のとき開かない。																																		
プールクレーン	燃料吊り下げ専用ポール	燃料集合体を吊り下げた場合、燃料集合体の最上部から水面まで2.6m以下とならないこと。																																		
天井走行クレーン	クレーンフックのカバー範囲	燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。																																		
プール水循環ポンプ	燃料貯蔵プール水位	プール水位が設定水位より10cm以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。																																		
別表第7～別表第10（省略）			別表第7～別表第10（変更なし）																																	
別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定			別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定																																	
(1) 外部被ばくによる線量			(1) 外部被ばくによる線量																																	
対象者	個人線量計	頻度	対象者	個人線量計	頻度	(2)記載の見直し① (以下本頁では本変更理由のみ)																														
	ガラス線量計バッジ等	3月間ごと及び女子にあっては1月間ごと並びに必要な <u>つど</u>		ガラス線量計バッジ等	3月間ごと及び女子にあっては1月間ごと並びに必要な <u>都度</u>																															
放射線業務従事者	ポケット線量計	必要な <u>つど</u>	放射線業務従事者	ポケット線量計	必要な <u>都度</u>																															
一時立入者	ポケット線量計	立入の <u>つど</u> 。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。	一時立入者	ポケット線量計	立入の <u>都度</u> 。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。																															
(2) 内部被ばくによる線量			(2) 内部被ばくによる線量																																	
対象者	検査項目	頻度	対象者	検査項目	頻度																															
	体外計測	1年に1回以上及び必要の <u>つど</u>		体外計測	1年に1回以上及び必要の <u>都度</u>																															
放射線業務従事者	バイオアッセイ	必要の <u>つど</u>	放射線業務従事者	バイオアッセイ	必要の <u>都度</u>																															

変更前				変更後				変更理由	
別表第12 (省略)				別表第12 (変更なし)					
別表第13 施設の巡視及び点検				別表第13 施設の巡視及び点検					
研究部長の所掌するもの	区分	設備区分	点検項目	点検頻度	研究部長の所掌するもの	区分	設備区分	点検項目	点検頻度
	プール	プールの水位が設定レベル内であること。	1回/日以上(休日を除く)			プール	プールの水位が設定レベル内であること。	1回/日以上(休日を除く)	
	セル	インセルモニタの指示値に異常のないこと。 負圧計の指示値に異常のないこと。 遮蔽扉のインターロック表示に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)			セル	インセルモニタの指示値に異常のないこと。 負圧計の指示値に異常のないこと。 遮蔽扉のインターロック表示に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)	
	フード	負圧が維持されていること。	1回/日以上(休日を除く)			フード	負圧が維持されていること。	1回/日以上(休日を除く)	
	グローブボックス、 負圧用ボックス	負圧計の指示値に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)			グローブボックス、 負圧用ボックス	負圧計の指示値に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)	
	管理部長の所掌するもの	周辺監視区域境界設備	外観等に異常のないこと。	1回/日以上		試料用保管庫	負圧計の指示値及び外観に異常がないこと	1回/日以上(休日を除く)	(1) 使用許可変更に 伴う項目の追加①
保安管理部長の所掌するもの	スタック排気モニタ	表示灯、計器及び吸引機等に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)		保安管理部長の所掌するもの	周辺監視区域境界設備	外観等に異常のないこと。	1回/日以上	
	インセルモニタ	表示灯、計器等に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)			スタック排気モニタ	表示灯、計器及び吸引機等に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)	
	エリアモニタ	表示灯、計器等に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)			インセルモニタ	表示灯、計器等に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)	
	ハンドフットクロスモニタ	表示灯、計器等に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)			エリアモニタ	表示灯、計器等に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)	
	消防用設備	外観等に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)			ハンドフットクロスモニタ	表示灯、計器等に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)	
	非常用電源設備	表示灯、計器及び油量に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)			消防用設備	外観等に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)	
	無停電電源設備	表示灯、計器、機器温度に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)			非常用電源設備	表示灯、計器及び油量に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)	
	気体廃棄物処理設備	表示灯、計器、機器温度及びベルト等に異常のないこと。 排気フィルタ及び管理区域内の差圧に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)			無停電電源設備	表示灯、計器、機器温度に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)	
	液体廃棄物処理設備	廃液タンクの水位に異常のないこと。 漏えい等の異常がないこと。	1回/日以上(休日を除く)			気体廃棄物処理設備	表示灯、計器、機器温度及びベルト等に異常のないこと。 排気フィルタ及び管理区域内の差圧に異常のないこと。	1回/日以上(休日を除く)	
	固体廃棄物処理設備	扉及び壁の外観等に異常のないこと。	1回/月以上			液体廃棄物処理設備	廃液タンクの水位に異常のないこと。 漏えい等の異常がないこと。	1回/月以上(休日を除く)	

変更前			変更後			変更理由
別表第14 施設の定期的な自主検査			別表第14 施設の定期的な自主検査			
区分	設備区分	検査項目	区分	設備区分	検査項目	
研究部長の所掌するもの	プール	イ. プールライニング外観検査 ロ. インターロック作動試験 ハ. プール遮蔽窓外観検査 ニ. プール漏水検査 ホ. プール水位警報検査	研究部長の所掌するもの	プール	イ. プールライニング外観検査 ロ. インターロック作動試験 ハ. プール遮蔽窓外観検査 ニ. プール漏水検査 ホ. プール水位警報検査	(2)記載の見直し①
	セル	イ. 外観検査 ロ. インターロック作動試験 ハ. 遮蔽扉作動・警報検査 ニ. セル内扉作動・警報検査 ホ. 予備 俳 風機遠方操作作動・警報検査		セル	イ. 外観検査 ロ. インターロック作動試験 ハ. 遮蔽扉作動・警報検査 ニ. セル内扉作動・警報検査 ホ. 予備 俳 風機遠方操作作動・警報検査	
	フード	イ. 外観検査 ロ. 面速測定		フード	イ. 外観検査 ロ. 面速測定	
	グローブボックス、負圧用ボックス	イ. 外観検査 ロ. 負圧計の校正		グローブボックス、負圧用ボックス	イ. 外観検査 ロ. 負圧計の校正	
	臨界安全管理機器	イ. スラブ厚さ管理治具の高さ検査		臨界安全管理機器	イ. スラブ厚さ管理治具の高さ検査	
	貯蔵施設	イ. 燃料貯蔵ラック検査 ロ. 燃料貯蔵ピット検査 ハ. 燃料貯蔵庫検査 ニ. 貯蔵庫（放射化学実験室）検査		貯蔵施設	イ. 燃料貯蔵ラック 外観・施錠機能 検査 ロ. 燃料貯蔵ピット 外観・施錠機能 検査 ハ. 燃料貯蔵庫 漏水・外観・施錠 検査 ニ. 貯蔵庫（放射化学実験室） 外観・施錠機能・負圧 検査 ホ. 試料用保管庫（除染室） 外観・施錠機能・負圧 検査	(2)記載の見直し④ (2)記載の見直し④ (2)記載の見直し④ (2)記載の見直し④ (1)使用許可変更に伴う項目の追加① (2)記載の見直し④
	使用施設等（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設）	イ. 扉（作動・警報）、境界の検査 ロ. 床・壁表面、安全避難通路の外観検査 ハ. 標識の外観検査		使用施設等（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設）	イ. 扉（ 表示・警報・施錠機能・外観・動作 ）、境界の 機能 検査 ロ. 床・壁表面、安全避難通路の外観検査 ハ. 標識の外観検査	
管理部長の所掌するもの	消火器	イ. 外観検査 ロ. 使用期限確認		消火器	イ. 外観検査 ロ. 使用期限確認	
	通報連絡設備	イ. 機能検査		通報連絡設備	イ. 機能検査	
	周辺監視区域境界設備	イ. 周辺監視区域の柵その他の設備又は標識の外観検査		周辺監視区域境界設備	イ. 周辺監視区域の柵その他の設備又は標識の外観検査	

変更前			変更後			変更理由
別表第14 施設の定期的な自主検査（続き）			別表第14 施設の定期的な自主検査（続き）			
区分	設備区分	検査項目	区分	設備区分	検査項目	
保安管理部長の所掌するもの	放射線監視設備	エリアモニタ イ. 検出器の校正 ロ. 警報装置作動試験	放射線監視設備	エリアモニタ イ. 検出器の校正 ロ. 警報装置作動試験		
		スタック 排気モニタ イ. 検出器の校正 ロ. 警報装置作動試験 ハ. 吸引装置作動試験		スタック 排気モニタ イ. 検出器の校正 ロ. 警報装置作動試験 ハ. 吸引装置作動試験		
		ハンドフット クロスモニタ イ. 検出器の校正 ロ. 警報装置作動試験		ハンドフット クロスモニタ イ. 検出器の校正 ロ. 警報装置作動試験		
		サーベイメータ イ. 検出器の校正		サーベイメータ イ. 検出器の校正		
		放射能測定装置 イ. 検出器の校正		放射能測定装置 イ. 検出器の校正		
	消火用設備	イ. 外観検査 ロ. 機能検査 ハ. 警報装置作動試験	消火用設備	イ. 外観検査 ロ. 機能検査 ハ. 警報装置作動試験		
	非常用電源設備	イ. 機能検査	非常用電源設備	イ. 機能検査		
	無停電電源設備	イ. 機能検査	無停電電源設備	イ. 機能検査		
	気体廃棄物処理設備	イ. 自動制御系機能検査 ロ. 排風機機能検査 ハ. 警報装置作動試験（セルを含む） 二. 各種弁機能検査 ホ. 負圧計の校正（セルを含む） ヘ. フィルタ効率	気体廃棄物処理設備	イ. 自動制御系機能検査 ロ. 排風機機能検査 ハ. 警報装置作動試験（セルを含む） 二. 各種弁機能検査 ホ. 負圧計の校正（セルを含む） ヘ. フィルタ効率		
	液体廃棄物処理設備	イ. ポンプ機能検査 ロ. 各種弁機能検査 ハ. 警報装置作動試験 二. 外観検査	液体廃棄物処理設備	イ. ポンプ機能検査 ロ. 各種弁機能検査 ハ. 警報装置作動試験 二. 外観検査		
	保管廃棄設備	イ. 施錠又は立入制限の標識の外観検査	保管廃棄設備	イ. 施錠 機能 又は立入制限の標識の外観検査		(2)記載の見直し④
	施設の位置等	イ. 地崩れのおそれの外観検査	施設の位置等	イ. 地崩れのおそれの外観検査		
	非常用放送設備	イ. 機能検査	非常用放送設備	イ. 機能検査		
別表第15～別表第17（省略）			別表第15～別表第17（変更なし）			

変更前				変更後				変更理由	
別表第15 年間予定使用量				別表第15-1 年間予定使用量				(2)記載の見直し⑦	
核燃料物質の種類		年間予定使用量		放射能量*	核燃料物質の種類		年間予定使用量		放射能量*
		最大存在量	延べ取扱量				最大存在量	延べ取扱量	
(1) 劣化ウラン		100 kgU	10 kgU		(1) 劣化ウラン		100 kgU	10 kgU	
(2) 天然ウラン		550 kgU	90 kgU		(2) 天然ウラン		550 kgU	90 kgU	
(3) トリウム		30 kgTh	—		(3) トリウム		30 kgTh	—	
(4) 濃縮ウラン	濃縮度 5 %未満	100 kgU	100 kgU		(4) 濃縮ウラン	濃縮度 5 %未満	100 kgU	100 kgU	
	濃縮度 5 %～20 %未満	20 kgU	10 kgU			濃縮度 5 %～20 %未満	20 kgU	10 kgU	
(5) プルトニウム		0.1 gPu	0.1 gPu		(5) プルトニウム		0.1 gPu	0.1 gPu	
(6) ウラン233		0.1 gU	0.1 gU		(6) ウラン233		0.1 gU	0.1 gU	
(7) HTR 再処理用燃料	劣化ウラン	500 kgU	500 kgU		(7) HTR 再処理用燃料	劣化ウラン	500 kgU	500 kgU	
(8) 使用済燃料 (照射済燃料を含む)	劣化ウラン	1556 kgU	540 kgU	555 PBq (1 MeV、 γ)	(8) 使用済燃料 (照射済燃料を含む)	劣化ウラン	1556 kgU	540 kgU	555 PBq (1 MeV、 γ)
	天然ウラン	1000 kgU	10 kgU			天然ウラン	1000 kgU	10 kgU	
	濃縮度 5 %未満	1400 kgU	510 kgU			濃縮度 5 %未満	1400 kgU	510 kgU	
	濃縮度 5 %～20 %未満	41 kgU	30 kgU			濃縮度 5 %～20 %未満	41 kgU	30 kgU	
	HTR 再処理用燃料 濃縮度 10.15 %以下	100 kgU	100 kgU			HTR 再処理用燃料 濃縮度 10.15 %以下	100 kgU	100 kgU	
	プルトニウム	24 kgPu	9 kgPu			プルトニウム	24 kgPu	9 kgPu	
	トリウム	0.1 kgTh	1 kgTh			トリウム	0.1 kgTh	1 kgTh	

注記：

* 放射能量は、燃料検査プール、燃料貯蔵プール及びモニタリングセルの最大取扱量の合計値を示す。

注記：

* 放射能量は、燃料検査プール、燃料貯蔵プール及びモニタリングセルの最大取扱量の合計値を示す。

変更前			変更後			変更理由	
別表第18 固体廃棄物の区分			別表第18 固体廃棄物の区分				
区分	線量当量率	廃棄の方法	区分	線量当量率	廃棄の方法		
$\beta\gamma$ 廃棄物 ^(注1)	A	容器表面が 2 mSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10^4 Bq/200 未満 $\beta\gamma$ 廃棄物 A は 1 階の廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫又は地階の廃棄物保管室（第 1 廃棄物保管室、第 2 廃棄物保管室、第 3 廉棄物保管室、第 4 廉棄物保管室、第 5 廉棄物保管室及び第 6 廉棄物保管室）（以下、「地階廃棄物保管室」という）に保管した後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターへ処理を委託する。	$\beta\gamma$ 廃棄物 ^(注1)	A	容器表面が 2 mSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10^4 Bq/200 未満 $\beta\gamma$ 廃棄物 A は 1 階の廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫又は地階の廃棄物保管室（第 1 廃棄物保管室、第 2 廃棄物保管室、第 3 廉棄物保管室、第 4 廉棄物保管室、第 5 廉棄物保管室及び第 6 廉棄物保管室）（以下、「地階廃棄物保管室」という）、別建家の低レベル廃棄物保管庫（III）に保管した後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ処理を委託する。		(1) 使用許可変更に伴う項目の追加② (2) 記載の見直し⑤
	B	容器表面が 2 mSv/h 以上 α 含有量が 3.7×10^4 Bq/200 未満 廃棄物セルへ保管する。		B	容器表面が 2 mSv/h 以上 α 含有量が 3.7×10^4 Bq/200 未満 廃棄物セルへ保管する。		
α 廃棄物 ^(注1, 2)	A-1	容器表面が 500 μ Sv/h 未満 α 含有量が 3.7×10^4 Bq/200 以上 3.7×10^7 Bq/200 未満の範囲 α 廃棄物 A-1、 α 廃棄物 A-2、 α 廃棄物 A-3 は 1 階の廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫又は地階廃棄物保管室に保管し、将来処理に関する環境が整った時に処理施設へ搬出し処理を委託する。	α 廃棄物 ^(注1, 2)	A-1	容器表面が 500 μ Sv/h 未満 α 含有量が 3.7×10^4 Bq/200 以上 3.7×10^7 Bq/200 未満の範囲 α 廃棄物 A-1、 α 廃棄物 A-2、 α 廃棄物 A-3 は 1 階の廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫、地階廃棄物保管室、別建家の低レベル廃棄物保管庫（III）に保管し、将来処理に関する環境が整った時に処理施設へ搬出し処理を委託する。		(2) 記載の見直し① (1) 使用許可変更に伴う項目の追加②
	A-2	容器表面が 500 μ Sv/h 未満 α 含有量が 3.7×10^7 Bq/200 以上		A-2	容器表面が 500 μ Sv/h 未満 α 含有量が 3.7×10^7 Bq/200 以上		
	A-3	容器表面で 500 μ Sv/h 以上 2 mSv/h 未満の範囲 α 含有量 3.7×10^4 Bq/200 以上		A-3	容器表面で 500 μ Sv/h 以上 2 mSv/h 未満の範囲 α 含有量 3.7×10^4 Bq/200 以上		
	B	容器表面で 2mSv/h 以上 α 含有量 3.7×10^4 Bq/200 以上 廃棄物セルへ保管する。		B	容器表面で 2mSv/h 以上 α 含有量 3.7×10^4 Bq/200 以上 廃棄物セルへ保管する。		

注 1) $\beta\gamma$ 廃棄物 B 及び α 廃棄物 Bにおいて、廃棄物セルに保管中に放射能レベルが充分に低下したものは、 $\beta\gamma$ 廃棄物 B は $\beta\gamma$ 廃棄物 A として、 α 廃棄物 B は α 廃棄物 A-1、 α 廃棄物 A-2、 α 廃棄物 A-3 として取扱うことができる。

注 2) α 廃棄物において Pu は 5×10^{-5} g/cm³ (1 g/200 容器) 未満 又は、核分裂性物質 (U233, U235, Pu239, Pu241) が 2×10^{-4} g/cm³ (4 g/200 容器) 未満であること。

注 1) $\beta\gamma$ 廃棄物 B 及び α 廃棄物 Bにおいて、廃棄物セルに保管中に放射能レベルが充分に低下したものは、 $\beta\gamma$ 廃棄物 B は $\beta\gamma$ 廃棄物 A として、 α 廃棄物 B は α 廃棄物 A-1、 α 廃棄物 A-2、 α 廃棄物 A-3 として取扱うことができる。

注 2) α 廃棄物において Pu は 5×10^{-5} g/cm³ (1 g/200 容器) 未満 又は、核分裂性物質 (U233, U235, Pu239, Pu241) が 2×10^{-4} g/cm³ (4 g/200 容器) 未満であること。

変更前					変更後					変更理由
別表第19 核燃料物質の使用等に関する記録 (核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録)					別表第19 核燃料物質の使用等に関する記録 (核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録)					*変更無し
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 施設検査の記録 法第55条の2第1項の規定による検査の結果	検査の都度	保安管理部長	保安管理部長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	1. 施設検査の記録 法第55条の2第1項の規定による検査の結果	検査の都度	保安管理部長	保安管理部長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意志のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (チ) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	毎日作業中1回 排気又は排水の都度 (連続して排気又は排水する場合は連続して) 毎週1回 1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回 原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。) その都度 その者が当該業務に就く時 運搬の都度	安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 輸送GL	保安管理部長 保安管理部長 保安管理部長 保安管理部長 (二)に同じ (二)に同じ (二)に同じ 研究部長	5年間 5年間 5年間 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間 (二)に同じ (二)に同じ (二)に同じ 1年間	毎日作業中1回 排気又は排水の都度 (連続して排気又は排水する場合は連続して) 毎週1回 1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回 原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。) その都度 その者が当該業務に就く時 運搬の都度	安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 安全管理GL 研究部長	保安管理部長 保安管理部長 保安管理部長 保安管理部長 (二)に同じ (二)に同じ (二)に同じ 1年間	5年間 5年間 5年間 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間 (二)に同じ (二)に同じ (二)に同じ 1年間		

変更前					変更後					変更理由
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
(リ) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及びその保管廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	工務GL 及び ホットラボGL	保安管理部長	使用の廃止までの期間	(リ) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及びその保管廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	工務GL及び ホットラボGL	保安管理部長	使用の廃止までの期間	
(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化の都度	工務GL 及び ホットラボGL	保安管理部長	使用の廃止までの期間	(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化の都度	工務GL及び ホットラボGL	保安管理部長	使用の廃止までの期間	
3. 保守記録 (イ) 使用施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	保安管理部長、研究部長及び管理部長	保安管理部長、研究部長及び管理部長	1年間	3. 保守記録 (イ) 使用施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	保安管理部長、研究部長及び管理部長	保安管理部長、研究部長及び管理部長	1年間	
(ロ) 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	保安管理部長、研究部長及び管理部長	保安管理部長	1年間	(ロ) 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	保安管理部長、研究部長及び管理部長	保安管理部長	1年間	
(ハ) 使用施設等の定期的な自主検査の結果	検査の都度	保安管理部長、研究部長及び管理部長	保安管理部長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	(ハ) 使用施設等の定期的な自主検査の結果	検査の都度	保安管理部長、研究部長及び管理部長	保安管理部長 <u>管理部長</u>	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	(2)記載の見直し⑥
4. 警報装置から発せられた警報の内容(注)	その都度	保安管理部長、研究部長及び管理部長	保安管理部長	1年間	4. 警報装置から発せられた警報の内容(注)	その都度	保安管理部長、研究部長及び管理部長	保安管理部長	1年間	
5. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの期間	5. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの期間	
(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの期間	(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの期間	
(ハ) 事故の原因	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの期間	(ハ) 事故の原因	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの期間	
(ニ) 事故後の処置	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの期間	(ニ) 事故後の処置	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの期間	
6. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間	6. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間	
(ロ) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間	(ロ) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間	
7. 品質保証計画 (イ) 保安活動に関わる品質保証計画書	策定及び改定の都度	品質保証責任者	品質保証責任者	次の改定の後3年間	7. 品質保証計画 (イ) 保安活動に関わる品質保証計画書	策定及び改定の都度	品質保証責任者	品質保証責任者	次の改定の後3年間	

(注) : 核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。

但し、検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなものは除く。

(注) : 核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。

但し、検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなものは除く。

NFDホットラボ施設 保安規定新旧対照表

変更及び追加

削除

変更前	変更後	変更理由
別図第1～別図第2（省略）	別図第1～別図第2（変更なし）	

変更前	変更後	変更理由
(図省略) 別図第3 管理区域（ホットラボ地階）	(図変更無し) 別図第3 管理区域（ホットラボ地階）	(4)記載内容の追加 ①

NFDホットラボ施設 保安規定新旧対照表

 変更及び追加 削除

変更前	変更後	変更理由
(図省略) 別図第4 管理区域（ホットラボ1階）	(図変更無し) 別図第4 管理区域（ホットラボ1階） 	(4)記載内容の追加 ①

変更前	変更後	変更理由
<p>別図第5 管理区域（ホットラボ2階）（省略）</p> <p>周辺監視区域境界</p> <p>別図第6 周辺監視区域</p>	<p>別図第5 管理区域（ホットラボ2階）（変更なし）</p> <p>周辺監視区域境界</p> <p>別図第6 周辺監視区域</p>	<p>(1) 使用許可変更に伴う項目の追加②</p> <p>(3) 記載内容の削除④</p> <p>(2) 記載の見直し⑬</p> <p>(3) 記載内容の削除②</p>